

幼児教育・保育施設における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止について

保育施設等における使用済み紙おむつの処理方法について、保護者の持ち帰りが衛生面で問題になっており、また、保護者や現場で働く保育士等の負担にもなっているところですが、そのため、市立保育所等においては、令和2年度から自園処理に変更したところですが、市立幼稚園においては保護者の持ち帰りとしており、また、市内の民間保育施設については、施設によって対応が異なっているところです。

つきましては、下記のとおり、市内保育施設等の使用済み紙おむつの保護者の持ち帰りを廃止するとともに、おむつ処理に係る保護者の実費負担をなくすことで、保護者や保育士等の負担軽減を図ります。

記

1 市内の民間保育施設（87施設）の使用済み紙おむつの処理状況（令和3年9月現在）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 保護者の持ち帰り | 15施設（17.2%） |
| ・ 自園処理（保護者負担なし 施設が負担） | 58施設（66.7%） |
| ・ 自園処理（保護者負担あり） | 14施設（16.1%） |

2 実施内容

(1) 使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止

保護者や保育士等の負担軽減や衛生面への配慮から、市立幼稚園及び民間保育施設における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りを廃止し、施設が自園処理を行います。

(2) 自園処理する民間保育施設への助成

自園処理をする施設について、0、1、2歳の児童1名につき、公立保育所で締結している委託契約を参考に基準額（児童1名につき、年額1,500円）を算出し、市が補助を行うことで、おむつ処理に係る保護者の実費負担をなくし、保護者の負担軽減を図ります。

3 実施時期

2022年4月（予定）

4 予算措置

11,750千円